

東濃農業共済事務組合 告示第 1 1 3 号

平成 2 3 年度 東濃農業共済事務組合事業会計の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 2 3 年度東濃農業共済事務組合事業会計の資金不足比率は次のとおりである。

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

東濃農業共済事務組合 管理者 青 山 節 児

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備考
東濃農業共済事務組合 農業共済事業会計	(資金不足なし)	令第 1 7 条第 1 号の規定により事業の規模を算定